

2023年7月5日

日本弁護士連合会 御中

特定非営利活動法人 全国女性シェルターネット
共同代表 北仲千里・山崎菊乃

郵便の転居届に係る情報の弁護士会への提供に関する要望書

私たちは全国のDV・虐待被害者支援の民間団体をつなぐネットワークです。

本年6月1日より、貴会が弁護士法第23条の2の規定に基づき、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている訴え等の相手方の転居届に係る新住所の情報を照会した場合、日本郵便は、当該相手方の転居届に係る新住所の情報を貴会に提供すること、総務省より発表がありました。

新住所の提供は「弁護士会が照会申出を審査し、DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続きであり適当と判断した旨を表示して発出した照会に限る」となっているものの、全国各地の支援現場からは、今回の措置について「本当にDV・ストーカー・虐待のケースを除いてくれるのか?」「居所情報が相手に伝わってしまったら最後、殺人事件が起きる」と危惧する声が多数届いております。加害者から逃れ、安全を求め、住民票所在地ではない市区町村でひっそりと暮らしているDVや虐待の被害者にとって、この措置は、自分のあずかり知らないところで居所が明かされ、いつ加害者が現れるかも分からないと恐怖でしかありません。DVストーカー虐待案件であるのに、勝手に転送届が加害者に開示されたことで、さらなる転居を余儀なくされた場合などは、貴会に対し損害賠償を請求する事案が多発することも予測されます。

つきましては、以下の通り、緊急の対応を要望いたします。

1. 配偶者間、元配偶者間、親族間の申立は、家事・民事問わず一切認めない。
(理由)親族間でありながら、住民票も移転させず、かつ、居所も知らせていないということは、秘匿していることが強く推認されるのであり、ほぼDV・ストーカー・虐待事案であると考えられます。なお、損害賠償や不当利得返還請求などの名目で配偶者や親族が提訴することもあるので、家事事件に限定しないでください。
2. DV・ストーカー・児童虐待ケースとはかかわりが無い、ということをどのような手段、方法で確認したかについて具体的に書面にまとめ、照会の際に日本郵便側に提出する。
(理由)DV・ストーカー・児童虐待ケースとはかかわりが無い、と証明する手段はありません。自治体・警察が把握していないDV・虐待ケースはいくらでもあります。請求者本人が「関係がない」と言っているだけではなんの確認にもなりません。請求者が個人の場合、加害者が他人になりすますことは、支援措置の現場では過去にも実例がありました。合わせて、請求者の

了解を得た上で、郵便局に対し、DV・ストーカー・虐待を理由とするものではないかどうかを、転居届を出した本人に直接、確認するよう求めてください。

3. 依頼人の法人・個人を問わず、照会回答により転居先住所が判明しても全件弁護士限りとし、依頼人には知らせない。

(理由)新住所取得の目的が訴えの提起や強制執行であれば、訴状や申立書等の住所部分をマスキングして依頼人に報告しても、問題がないと考えます。DV・ストーカー・虐待被害者を確実に情報提供の対象から除外することができない以上、安全を確保するため居所を直接依頼人に伝えることはなんとしても避けてください。

以上